

# 2022年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 履修免除試験問題 法律科目試験 (民事訴訟法)

### 第1問 (配点: 15点 [各3点])

以下の記述のうち、正しいものは○、誤っているものは×を解答用紙に記入しなさい。

- (1) 訴状の送達を、郵便に付する送達の方法によって行った場合、送達の効力は、郵便を被告が受け取った時に生じる。
- (2) 判例の趣旨に照らすと、債務不存在確認の訴えにおいて、当該債務の給付を求める反訴が提起されると、債務不存在確認を求める本訴は、訴えの利益を欠くこととなり却下される。
- (3) 証人が原告の親族であるといった事実のように、証拠の評価に影響を及ぼす事實を、間接事実という。
- (4) 専門委員が専門的な知見に基づく説明を口頭弁論期日において行った場合、その説明内容は、鑑定人の鑑定意見と同様に証拠資料となる。
- (5) 抗告審が高等裁判所である場合、その決定に対して、最高裁判所へ再抗告することはできない。

### 第2問 (配点: 15点)

裁判所が審理の途中で、被告が未成年者であることに気付いた場合、裁判所は、これをどのように取り扱うことになるか、説明しなさい。

### 第3問 (配点: 70点)

次の(設例)を読んで、問(1)から(3)に答えなさい。

#### (設例)

Xは、Yに300万円を貸し付けたこと(以下「本件貸付け」という。)、また、その際にZが連帯保証人になったことを主張して、YとZを共同被告として訴えを提起し、Yに対しては主債務である貸金返還債務の履行として、Zに対しては連帯保証債務の履行として、それぞれに300万円の支払を求めた(以下「本件訴訟」という。)。

#### 問(1) (配点: 15点)

Yは京都市に住所を有しており、Zは東京都に住所を有しているとした場合、本件訴訟の土地管轄が京都地方裁判所に認められることを、説明しなさい。

#### 問(2) (配点: 25点)

本件訴訟において、Yは、本件貸付けについて弁済したと主張し、その事実を立

# 2022年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 履修免除試験問題 法律科目試験 (民事訴訟法)

---

証するための証人としてAを申請し、尋問が行われた。Aの証人尋問によって得られた結果は、Zに対する請求についての判断にも利用することができるか、検討しなさい。

### (設例 (つづき))

本件訴訟は、口頭弁論が分離され、Yを被告とする訴訟と、Zを被告とする訴訟とが別々に審理されることとなった。その後、Yを被告とする訴訟において、本件貸付けについて弁済が認められるという理由で請求を棄却する判決が言い渡され、この判決はそのまま確定した。その一方で、Zを被告とする訴訟は、なお審理が続いている。

### 問 (3) (配点: 30点)

Zを被告とする訴訟において、Zが、上記のYを被告とする訴訟の請求棄却判決を援用した場合、裁判所はその効力に拘束されるか、保証債務の付從性も考慮に入れつつ、検討しなさい。